

研究論文

スイス連邦における言語教育制度の調和 —1970年代カントン教育局長会議の政策を通して—

藤井 碧

キーワード：スイス連邦、多言語主義、言語教育政策、連邦主義、カントン教育局長会議（EDK）

要 旨

スイス連邦では、国家の成立時から領域性に基づく多言語主義政策がとられている。すなわち、法律上は国語の多言語使用とその促進が規定されていながら、地域の公用語については当該の地方行政が決定する。教育制度も地域的に決定されるスイスにおいて、国内の言語的な調和を維持する基盤になっているのが、国語の相互学習である。この仕組みは、多言語社会における言語教育が政治的に計画されることを示すもので、制度設計の原点に立ち返ることは現在の言語政策上の問題を考える上で重要である。そこで本論では、1970年代にカントン教育局長会議（EDK）が発表した教育政策上の決議文書を分析する。人口増加や人口移動という社会問題に直面した70年代のスイスでは、教育制度の整備、教育内容や教育目的の再検討といった課題に対応するため教育改革が計画・実行された。その中で、言語教育に関しても共通の指針が必要とされ、国語の相互学習が制度化された。

1. 研究背景

1.1. 問題意識—スイスにおける多言語主義と言語教育制度の調和

現在のスイス連邦では、四つの言語を国語¹⁾と規定している。同時に、カントン（Kanton /canton: 地方行政区画の州と準州を指す）やゲマインデ（Gemeinde /commune: カントンより小さな行政区画）に言語政策の決定権があり、地域によって言語教育制度は異なる。国内での文化的・社会的・政治的統一を維持するため1970年代に構想されたのが、本研究が解明を試みる言語教育制度の調和²⁾政策である。

近年スイスでは、この言語的調和のバランスが崩れている。国語より英語の学習熱が高まっていることや、人口の4分の1を占める外国人の母語教育などを支援する必要性が主張されていることが背景にある。調和政策が開始された70年代には人口移動という社会問題があり、70年代の政策過程や狙いを解明することは今後のスイスにおける多言語主義のあり方を議論する上で重要である。

1.2. 研究対象と研究課題

本研究は、カントン教育局長会議（Schweizerische Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektoren、以下EDKと略す）が1970年代に行った言語教育分野の調和政策に焦点をあて、主に1970年と1975年に発表された決議文書と関連文献を精査する。1970年の「学校間調整に関する協定」（以下、協定と略す）は、スイスにおいて初めて行なわれた全国的な教育制度の統一に関わる基本原則を示す文書である。1975年「義務教育課程における全児童への第二国語教育における改革と調整の導入に関する勧告と決議」（以下、勧告と決議と略す）は国語の相互学習を制度化した文書である。本論では、これらの文書の内容分析に加え、文書の理解に必要な範囲でEDKの組織や機能の変化、調和政策の作成過程についても分析の対象とする。

本研究は、まず、連邦主義をとるスイスがなぜ70年代に言語教育上の調和を計画・実行したのか、その背景を明らかにする。次に、国語の相互学習が、調和政策の中でどのように制度化されたのかを解明する。

1.3. 先行研究と本研究の意義

スイスの言語政策について、複数言語使用の現状を人口統計や連邦憲法の歴史をたどった研究にはGrin (2010)、高橋 (2010) がある。複数言語使用の原則を定めている連邦憲法の改正プロセスに焦点を当てたのはAcklin Muji (2007) とWidmer (2004) であり、特にWidmer (2004) はスイス人の言語的アイデンティティ形成の経緯に焦点を当てている。これらの研究は、現在のスイスにおける複数言語使用が法律や政治の力によって意図的に保たれてきたことを示している。これらの研究は、本論で取り上げる70年代が特に、連邦憲法の改正を巡る議論が始まるなど、言語政策上の重要な転換期であったことを示している。

70年代のスイスの言語社会を社会学的観点から記述したものにはMcRaeの研究である。本研究は人口や歴史からのアプローチに加え、言語グループと政治や宗教的意見などとの関連に言及し、70年代という転換期の重要性についても分析している。McRaeに

よれば、70年代の一連の改革は、「大きな問題や危機ではなく、政治制度における様々な不満の積み重ねによって」（McRae 1983 : 125）提起されたものである。70年代についての記述は、あくまで当時（1980年代）のスイス社会を理解するための前提条件とされ、言語教育制度をはじめとする70年代の制度変更については詳細に記述されていない。

EDK（1985）は60年代から70年代のEDKによる教育政策を取り上げ、EDKの組織整備や、調和政策の中心的人物であったオイゲン・エッガー（Eugen Egger, 1920 - 2011）の功績を明らかにしている。しかしEDKの調和政策を理解するには、教師連盟の活動状況や時代背景を補う必要がある。これには教師連盟の定期刊行物中の言説についての調査が不可欠であり、本研究はそれらを積極的に参照した。

また、研究対象とする諸決議についての日本語による研究には、高橋（2015）や荒川（2014）がある。これらの研究は、主に2000年代における言語教育の制度改革を取り上げるもので、複数言語使用や領域性の原則との両立の困難さについて論じている。

これらの研究が分析対象としている2000年代の政策は言語教育制度の改革に特化しており、筆者の研究対象である多言語国家における言語管理の問題にも対応している。しかしカントンを超えて言語教育制度を調和させるという当初の試みの背景を知るためには、調和政策が開始された70年代当時の社会背景や、教育分野での課題を分析する必要がある。よって本研究では、70年代の調和政策の内容のみならず、政策の作成過程や政策主体の問題意識にも光を当てる。

1.4. 本論の構成

2章では、スイスの言語教育体制を概観し、多言語状況を管理する二つの原則と政策主体についてまとめる。多言語国家としてのスイスのアイデンティティは連邦成立時から法的に規定され、その維持には連邦政府に加え、カントンが重要な役割を担っている。また、言語教育についてはもっぱらカントンが主権をもっていることを確認し、地域を越えた統一的な政策の計画・実行プロセスが困難であることを示す。

3章では、70年代の教育制度改革について取り上げる。まず、政策主体であるEDKの組織や役割をまとめ、改革が連邦政府とカントンのどちらにも属さない試みであったことを示す。そして1970年「協定」と1975年「勧告と決議」の決議文書について、成立過程と内容を検討する。特に、70年決議の時点で言語教育上の調整が必要と認識され、75年決議が国語の相互学習を制度化した経緯をたどり、この決議が現在のスイスの言語政策に通ずる基本原則として定着したことを示す。

2. スイスの言語政策

2.1. 連邦憲法における言語条項

スイス連邦憲法は 1848 年に制定された初代憲法にさかのぼるもので、現在の連邦憲法は 1999 年に全面改正されたものである。スイスは 1291 年、ドイツ語圏の三つの自由都市による盟約者団の成立を国家の起源とし、ハプスブルク家への対抗意識から国家組織を発展させてきた。1684 年にウェストファーレン条約により神聖ローマ帝国から完全に独立し、1798 年にナポレオンによってヘルヴェティア共和国が建国された当初からドイツ語、フランス語、イタリア語の三言語使用を規定していた。1815 年には「同盟規約」が結ばれ旧体制が復活したが、三言語の原則はそのまま 1848 年の初代憲法 4 条まで引き継がれた³⁾。

三言語の使用体制に変更が行われたのは、第一次世界大戦後の 1938 年のことである。ドイツ語圏スイスがナチスによる支配を恐れたこと、また、イタリアによる国土回復運動 (Irredentismus) による侵略の危機にロマンシュ語地域がさらされていたことが変更の背景にある。スイスの有識者は、自由かつ民主的な国家を存続させるため、自国の言語的・文化的独自性を主張した。こうして、1938 年、連邦憲法はロマンシュ語を第四の国語として規定した⁴⁾。

第二次世界大戦後、政治上の意見の相違からフランス語圏とドイツ語圏の対立が深まった。しかし法的制度上の変化はなく、80 年代頃から高まった憲法改正運動の末に、1999 年に連邦憲法の全面改正が行われた。実はこの改正に先立つ 1996 年、言語条項は既に改正されている。この時点では、四つの国語を維持する従来の言語体制に加え、少数派言語であるイタリア語とロマンシュ語の保護と振興や、言語グループ間の相互理解と交流の支援が追加された。そして 2000 年 1 月 1 日発効の現行憲法においては、1996 年の改正を引き継ぐと同時に、「言語の自由 (Sprachenfreiheit) の保障」⁵⁾が規定された。

2.2. スイス連邦憲法に基づく言語政策—多言語主義と領域性原則

スイスの言語政策は、二つの原則を保持している。第一の原則は、多言語主義 (Multilingualism/multilinguisme) である。これは、複数の国語と公用語⁶⁾を使用するという状態と、そのような複数言語使用を促進する政策の両方を意味する。法的には、現行憲法 4 条で、スイスの国語をドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語 (レトロマン語) と定めている。また、70 条 1 項は、スイスの公用語をドイツ語、フランス語、イタリア語とし、ロマンシュ語使用者と連邦の間に限り、ロマンシュ語も公用語と規定

している。

二つ目は、領域性の原則 (Territorialitätsprinzip / principe de territorialité) である。これは「適用される言語の規則は当該地域にのみ拠る」(McRae 1975 : 33) という原理であり、スイスにおいては、当該地域における言語使用の規則はカントンが決定する。法的には、憲法 70 条 2 項が各カントンの領域内の公用語をそれぞれ規定している。これに基づき、26 カントンは各々一つないしは複数の公用語を指定し、行政サービスを行っている。例えばジュネーヴ憲法 5 条 1 項は、「公用語は、フランス語とする」、チューリヒ憲法 48 条は「公用語は、ドイツ語とする」、グラウビュンデン憲法 3 条 1 項は、「ドイツ語、ロマンシュ語、イタリア語は同等の価値を持つカントンの言語であり、公用語である」と、それぞれ規定している。

以上のようにスイスでは、国全体として多言語主義がとられ、その上でカントンに当該領域における言語政策上の主権があることが法的に決められている。

2.3. スイスにおける教育政策

カントンは教育に関する立法権を有し、連邦政府はカントンと協働で後期中等教育の修了資格「マトゥーラ」の認証や職業教育の制度管理を行っている⁷⁾。

スイスの教育は、初等教育から前期中等教育までが無償の義務教育、その後、後期中等教育と高等教育の四段階で構成される。後期中等教育は大学準備課程(ギムナジウム)、教員養成課程、職業訓練課程の三つに分かれている。カリキュラムの編成はカントンが行うが、大学入学資格「マトゥーラ」を取得するには、連邦政府とカントンが認証したコースを修了する必要がある。

教育内容については、それぞれ属する言語圏⁸⁾の中での共通の学習指導要領に基づいてカントンが決定している。スイス西部のフランス語圏では 2011 年から「フランス語圏スイスの教育計画 Plan d'études romand (PER)」が、東部ドイツ語圏では 2014 年から「21 世紀の教育計画 Lehrplan21」が、南部イタリア語圏では 2015 年から「教育計画 Piano di studio」が導入されている。これらの学習指導要領は、70 年「協定」と 75 年「勧告と決議」を発展させたもので、2007 年に EDK が発表した「義務教育学校間協定 Interkantonale Vereinbarung über die Harmonisierung der obligatorischen Schule (HarmoS-Konkordat)」に準じて全国的な教育方針が作成されている。すなわち、70 年代の調和政策が現在の言語教育制度に引き継がれているのである。

2.4. スイスにおける言語教育政策—国語の相互学習

言語教育制度についても、言語圏別の学習指導要領に基づき各カントンが決定する。「義務教育学校間協調」に法的な拘束力はないため、同じ言語圏に属するカントンの中でも適用されている言語教育制度は多様である。あえて一般化すると、スイス西部のフランス語圏の「フランス語圏スイスの教育計画」(2012年版)に加盟しているカントンでは、小学校の3年次からドイツ語を教育し、5年次から英語を教育する。東部・中央部・北部にあるドイツ語圏の「21世紀の教育計画」を採用しているカントンの多くでは、小学校3年次から英語、あるいはフランス語またはイタリア語、5年次からは3年次に教育しなかったもう一方の言語を教育している。南部イタリア語圏のティチーノでは、初等教育3年次からフランス語を、前期中等教育2年次からドイツ語を教育し、前期中等教育の3年次から英語教育を開始することを規定している。

これらは HarmoS 第4条の「遅くとも7年次までに二つの言語を教育し、その一方は国語でもう一方は英語とする」(拙訳)という規定に即した制度である。確かに、近年ドイツ語圏においては国語より英語を早期に教育する傾向が強まっており、国語教育と異言語教育のバランスについて様々な議論がなされている(例えば、Grin 2010、高橋 2015)。だが、このような傾向があってもなお、制度上はスイスにおける国語の相互学習の仕組みが受け継がれている。

スイスの多言語主義は、領邦の合体から成立したという国家の歴史に裏付けられ、19世紀の独立以降は法制度によって意識的に維持されてきた。また、連邦主義に基づき、言語教育政策においてカントンは強い主権をもっており、連邦レベルでは「多言語主義」と「領域性原則」のみが原則とされてきた。言い換えれば、連邦全体で統一できる事象が二つの原則以外に存在しないということである。このような体制の中で国語の相互学習は連邦全体の言語的調和を図る上できわめて重要である。

3. カントン教育局長会議(EDK)による言語教育の調和

言語教育制度を調和するための制度改革は、1970年代、カントンにより異なる教育制度を統一するために行われた。中心的な政策主体はカントン教育局長会議(EDK)、連邦政府やカントン、地域の教師連盟であった。

3.1. カントン教育局長会議(EDK)とは

EDKは1897年に設立され、26すべてのカントンとリヒテンシュタイン公国の代表が

参加する常設の合議体である。

3.1.1. EDK の組織 (EDK2018a ; Arnet1985 ; Stauffacher1985)

EDK は、教育行政に関する意見交換や情報交換、カントンと連邦の対話、共通の決定事項や取組みについてのプラットフォームとして機能している。次項で詳述するように、主に 1970 年代から、連邦の教育政策を補完あるいは、主導する政治的な決定を担っている。

EDK の「総会」は意思決定の中心機関であり、決議文書の採択などを行う。専門家や教育関係者が参加する「委員会」が議題を提出する⁹⁾。また、「事務局」は、規則の管理や経理、文書処理などの中枢機能を担い、臨時の総会や委員会を支える重要な存在である。さらに、EDK の外部機関として各地に「研究所」が置かれ、民間部門と協働で文書管理や教育に関する研究を行っている。

組織に関して最も特徴的なのは、言語圏ごとに存在する 4 つの地域会議である。これらの会議は、独自の組織をもち、それぞれの地域における教育行政に関する評議や決定を行っている。それぞれの会議から EDK の委員会にそれぞれ 2 名の代表を送りこんで、地域に特化した意見表明を可能にしている。

このような組織構造について、1983 年から EDK 最高責任者を務めたモリッツ・アーネット (Moritz Arnet, 1937-) は、3 つの「精神 Philosophie」が貫かれていると述べている (Arnet 1985 : 74-75)。第一に、EDK はカントンの教育政策において、専門的な知見に基づくコンセンサスを実現するために機能する、という精神である。主に総会や委員会が決議文書を作成するために様々な段階を踏むことで、最適な調和の在り方を実現するということを意味する。連邦政府やカントンと異なり、EDK の内部には専門家が多く、学術的知見に基づく議題の検討を行っている。

第二は、組織間の分業を尊重するという精神である。分業によって組織内部の流動性と柔軟性を担保し、政策の効率的な実行を担保する。機能や目的に応じた委員会の設置や、行政機関の事務局を区別することによって専門的な作業が可能になり、効率よく政策を実現できる。

第三は、地域会議を尊重する精神である。あらゆる EDK の組織が 4 つの地域からの教師や専門家を交えて審議することを意味する。総会が 26 カントンの代表からなるだけでなく、その他の機関においても、あらゆる地域の意向を反映させるための連邦主義的な考え方がここに表れている。

以上の組織構造を鑑みると、EDK はスイスの教育行政上、連邦政府とカントンの行政

機関に比肩する重要な決定機関・政策実行機関といえる。

3.1.2. EDK の機能 (EDK2018a)

EDK の主な機能は、教育に関する情報の収集と発信、決議文書に基づく言語教育制度の計画と実行、教育行政機関としての代表などである。

EDK はまず、スイスにおける教育関連事業について教育分野の関係者との情報交換を行っている。教育に関する調査の実施や報告書の作成、情報公開は、総会による決議の内容に関連するカントンとともに精査し、実効性を高める意義もある。また、EDK は決議文書の内容に基づいて教育計画を改訂したり、カントン同士の教育制度に関する調整を行ったりするなど、実際の教育行政を動かす機構でもある¹⁰⁾。

言語教育に関しては、決議文書¹¹⁾に基づきカントンに対して具体的な行動を促す役割を担う。特に、言語教育に関する勧告の作成・発信や、言語教育の実践例についての報告書の作成や発行、「ヨーロッパ言語ポートフォリオ」の活用に向けた情報分析のほか、移民の言語教育についてのカントンへの支援等を行っている。また、ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) に準拠する制度設計など、スイス国内の制度整備だけでなく、欧州評議会や欧州現代語センターの言語教育指針との整合性を保つための業務も担っている。

最後に、EDK はカントンや、連邦政府の代表機能も持っている。国内では、憲法 61 条に基づき 26 のカントンと連邦政府や政府系諸機関の間の仲介役としてカントンの代表を行い、連邦政府に対するカントンの利益の最大化を図っている¹²⁾。国外では、関連する国際機関¹³⁾において連邦全体を代表している。

このように EDK は情報収集と情報発信を行い、教育政策を作成するための土台となっており、また、言語教育政策においてはカントンをはじめ、政府機関や民間団体と連携する中心的な主体である。

3.2. 1970 年「学校間調整に関する協定」

EDK が 1970 年 10 月 29 日に発表した「学校間調整に関する協定」は、カントンによって異なった教育制度と教育内容を全国的に統一する根拠となった初めての決議文書である。本項では、決議作成の背景と経緯を検討する。そして、作成過程において言語教育がどのように扱われたのか考察する。

3.2.1. 調和政策の必要性—国内外の人口移動と教育改革 (Arnet 1985 ; Rohrer 1985 ; SLV 1965a, b ; 1960 ; SPR 1960)

スイス連邦政府は、戦後からカントン間の教育制度の差異を抑え、連邦レベルでの調和を実現しようとしてきた。この背景には、50年台～60年代の人口増加と外国人労働者受け入れの問題があった（戸田 2008）。義務教育における児童数の増加、教員数の不足や、教育制度や内容の見直しの必要性といった課題から教育改革の必要性が認識された。

また、転居する国民や移住する外国人によってスイス社会は多言語化し、転校する児童の便宜のため、カントン間の教育行政を制度化する必要性が高まっていた。人口移動に対応するために学校制度の一体化を図らねばならないという課題は、60年代からすでに各言語圏の教師連盟が認識していた。当時ドイツ語圏には1849年に設立された「スイス教師連盟 Schweizerischen Lehrervereins (SLV)」があり、1960年に行われたスイス教師連盟バーゼル会議において、人口増加にともなう児童の引越しで生じる教育上の問題が取り上げられた。特に、全国的な公立学校の教育計画の調和政策によって対処できるのか、また、どのような方法で調和が可能なのかという議論が行われたという記録がある（SLV1960：1164-1173）。

また、1964年に行われた数回のスイス教師連盟会議でも人口移動の問題が取り上げられ、国内の公立学校制度の見直しが提起された。当時、全児童の10%が一回ないしは複数回の転校を経験しており、カントンを超えて移動する場合の最大の困難は計算や文章作成を行う「言語」であった。スイス教師連盟内部には、対策のために専門委員会が結成され、教育計画の調整によって対処しようという意識が生まれていた（SLV1965a：963-966）。

フランス語圏には「スイスフランス語圏教師会 Société pédagogique romande (SPR)」があり、1962年のビール会議ではカントンを超えて移動しなければならない児童のために、フランス語圏の学校間で教育内容を調整することが提案された。この会議はスローガンとして「ひとつのフランス語圏スイス学校へ Vers une école romande」を掲げ、言語や算数など教科内容や義務教育の開始年齢などの統一を目的として、フランス語圏における教育制度の現状を把握するために調査委員会が立ち上げられた（SPR 1960：598）。

人口移動のために教育制度を調整するという考え自体は、従来からいくつかのカントンに存在していた。特に、共通の公用語を持ち、地理的にも隣接するカントンの間では、児童の引越しなどの際に互いに支援するという取決めが結ばれてきていた（SLV 1965b：521）。60年代後半の時点でこれらの取決めは個別に結ばれ、取決めの内容や数は地域によって異なったが、のちに言語圏全体やスイス全体の規模で行政の制度的統一が図られるようになった。

3.2.2. 「協定」の成立に向けて—エッガーによる EDK 改革

スイスの教育制度における多様性を問題視し、まず教育行政の整備に取り組んだのは 1968 年から 1983 年にかけて第 4 代 EDK 最高責任者を務めたエッガーであった。エッガーは 1962 年、EDK の外部機関としてジュネーヴに新設された「学校・教育課題に関する文書管理センター Schweizerische Dokumentationsstelle für Schul- und Bildungsfragen」の所長を務めた。このセンターは、60 年代に、教師連盟や連邦ユネスコ委員会、内務省から EDK に対して教育に関する情報管理拠点として緊急に設立が要請された組織である。エッガーは 50 年代から教育研究に携わり文書管理にも明るかったため、センターの初代所長と EDK の事務局長を兼任することになった。エッガー以前の EDK の責任者はみなドイツ語圏カントンの教育大臣であったが、教育思想や教育制度の研究者¹⁴⁾であったエッガーの選出は前例のないものであった。

エッガーは就任以来、教育学や教育行政の情報整理を進め、さらに EDK を連邦レベルの教育行政の調和に向けた政策の計画・実行機関として整備した。この組織整備におけるメルクマールは以下の三点である。

- a. 国家の教育政策上の重要機関として EDK の地位を強化すること
- b. EDK は専門的また政治的局面において独立した行政事務と政策策定を行うこと
- c. EDK は各地域で発生した問題について助言を加える役割をもつこと

(Arnet 1985 : 70 より抜粋、拙訳)

EDK は 1913 年より、連邦政府の直属機関としての地位を与えられていたが、エッガーは EDK の行政機関という性格を強化すると同時に、政府とは独立した行政機関として事務や企画を行う機関として EDK を再定義した。そのために、1968 年には設立規則が憲法とは別に作成され、前述の組織構造も EDK 内で独自に整備された。

行政機関として EDK を作り変えることは、各地域の教育行政を支援する機関として EDK を位置づけるための必要条件でもあった。なぜなら調和政策のために連邦政府それ自身がカントンに強制的な措置をとることは、憲法は認めていないからである。連邦憲法によれば、連邦はカントンに対して教育行政上の主権を委譲しており、EDK のような組織に新たな権限を与えなければカントンの教育政策に意見できない。このような意味で、エッガーによる EDK の組織整備は教育制度改革を進める上できわめて重要であった。

3.2.3. 連邦閣僚と協力したエッガー (Hürlimann 1985 ; Rohrer 1985 ; SLV 1964)

エッガーは、スイスの教育がカントンによる26通りの複雑な構造を持ち、他国からは「教育の崩壊モデル (eine Art Bildungsexplosion)」(Rohrer 1985 : 107、拙訳)と認識されていることを問題視していた。

SLV (1964 : 928)によるとエッガーは、フランスやドイツにおいて人口問題や経済・社会の構造変化などを背景として教育改革が進んでいることを認識し、これらの国における教育政策を参照してスイスに应用できるかを検討している。これは同時期に、スイスにおける教育組織の多様性が国内外から批判され、普通教育における目標が問われるようになっていた (Rohrer 1985 : 107) ためである。

政府機関においては1965年から、奨学金や高等学校の政策などの教育行政を連邦科学庁 Schweizerischen Wissenschaftsrates (SWR)¹⁵⁾が担当し、カントンを越えた制度の調和を指揮していた。このような中で「教育的課題におけるカントン間の協働のための委員会 Kommission für interkantonale Zusammenarbeit im Schulfragen」を結成し、事務局長になったエッガーは、上院議員ユーリマン (Hans Hürlimann, 1918-1994) に働きかける。

ユーリマンはドイツ語圏カントンであるツーク州の教育局長であり、エッガーとともに学期の開始時期や義務教育の開始年齢についての制度統一の必要性について地方議会ですえた。議会では農業従事者や中産階級政党による反対も受けたが、エッガーは反対多数による否決を防ぐために、内容面での妥協を行う代わりに、協定の成立という形式的な効果を優先して可決を実現した。この結果1970年12月14日、連邦内閣で協定が可決され、エッガーとユーリマンが署名した。

3.2.4. 1970年「協定」の内容 (EDK 1970)

全体として1970年の「協定」は抽象的である。学期開始時期や義務教育の開始年齢、義務教育の期間やマトゥーラ取得までの期限といった基本原則のみが定められ、具体的な規則は1975年の「勧告と決議」を待つことになった。

具体的な内容は、以下の四つの部分に分けられている。第一に、EDKの設立根拠を規定しており、1条「目的」では、「すべての加盟カントンが、学校の発展と各カントンの規則の調和に向け、公法に基づいて間カントン機構を設立する」ことを宣言し、カントンが個別に教育行政を担う従来の体制からの革新を謳っている。

第二に、新しい教育制度の基本原則を具体的に定めている。2条には、義務教育の開始年齢を6歳とすること、就学期間は男女共に9年未満とすること等がすべての加盟カントンの「義務」として規定されている。3条では、指定の分野におけるカントンごと

の指針作成を「勧告」している。例えば教育カリキュラムや、教材、教員養成などについての指針がこれにあたり、方針の作成時には EDK の監査を受けることが約束されている。4 条では、加盟カントンと連邦政府の協力を規定し、そのために必要な実行機関の設立を宣言している。以上のように、この「協定」は教育制度をカントン間で調整する働きをもつ。

第三に、EDK の組織体制や EDK の活動に関わる手続きを定める。まず、加盟カントンが 2 条から 4 条に定められる基本原則の実行において、EDK に権限委譲することが 5 条で規定されている。また、費用の分担方法や、地域別会議の組織、協定に関する紛争処理手続きについて、EDK の運営に関する基本的な内容がまとめられている。第四に、加盟カントンの実行について規定する。2 条から 4 条に定められる内容の実行期限や、EDK への加盟・脱退の手続きが定められ、EDK への所属がカントンへの一定の拘束となることがわかる。

3.2.5. 「協定」の課題（Hürliemann 1985 ; Rohrer 1985 ; SLV 1964）

以上のように「協定」の内容は基礎的なものである。エッガーはカントン間の調和の意思を明文化し、教師連盟や地域会議との連携の枠組みを定めるという形式的な効果を優先したが、これには以下の二点において妥協を行ったうえで協定の採択を実現させたことが影響している。

一つ目は、教育制度に関する妥協である。協定はいわば教育の枠組みに関する原則であり、教育内容はカントンに任せ、EDK は監査するのみと規定している。規定の下地が話し合われた会議では、教育内容は地域の個別的な事情に関わる事項のため、規則を具体化しすぎてしまうと協定の採択に至らないという懸念があった。協定を「立法上のもの *gesetzgebend*」にするか、「立法を勧告する *gesetzempfehlend*」文書にするか、という選択に迫られた EDK は、より連邦主義的ともいえる後者を取り、想定される抗議を回避して協定の採択を最終的に実現させた（Rohrer 1985 : 109）。

二つ目は、小規模かつ財政的に弱いカントンあるいは少数派言語を使用するカントンに対して、一定の自主性を認めたことである。このようなカントンでは、カントンの意向と連邦政府の意向のバランスが取りにくいとため、最終的にはカントンの主権が連邦の決定よりも優先されることになった。これについてユーリマンは「連邦国家というわれわれの考えは、主権をもったカントンの同権と調停という友好的な考えに依拠する」（Hürliemann 1985 : 16）と振り返っている。

以上のように、「協定」は言語教育に関する規定を含んでいなかった。だが SLV (1964 ;

107) の中でエッガーは、言語教育の構造改革を教育上の課題として挙げており、それぞれの言語圏における言語教育の制度について言及している。フランス語圏における第一異言語はドイツ語、ドイツ語圏においてはフランス語、イタリア語圏においてはドイツ語あるいはフランス語であると明言していることから、エッガーは国語の相互学習を明白な仕組みとして認識していたことが読み取れる。その点では、言語圏間の人口移動という「協定」の作成動機は、国語の相互学習の仕組みの形成とは直接的な関連がなかった。

とはいえ、カントン間で教育を一体化するという協定の目的を達成するにあたり、言語教育上の制度調整は無視できない要素であった。なぜなら、カントンによって異なっていた第一異言語の教育開始時期が、教育制度を調整する上で最初の障害になることが認識されたためであった。連邦憲法には全国レベルでの複数言語使用が規定されているが、特定地域における第一異言語を指定したり、地域間の学び合いを制度化する条文はない。これら言語教育の制度調整に必要な基本要素が法律上は存在せず何らかの明文化された規則が必要であることが明らかになった点は、「協定」による成果であり、その後の課題でもあった。

1970年の「学校間調整に関する協定」は、60年代～70年代の人口移動によってカントンを超えても教育上の不都合がないようにするという問題意識から考え出された。EDKだけでなく教師連盟や政治家の尽力のおかげで、さらには内容を抽象化してカントンの合意を得るといった戦略が採られたことによって、教育における基本原則の成立に至った。

「協定」により一体化が目指された制度の中に言語教育についての記述はなかったが、教育制度の調整が宣言される中で言語教育制度の整備が重要であることが認識された。

3.3. 1975年「義務教育課程での全児童への第二国語教育における改革と協調の導入に関する勧告と決議」

1970年「協定」の発表により明確になった言語教育上の問題について、EDKはより具体的な調査を開始し、その結果をもとに1975年10月30日、新たな決議文書が発表された。

3.3.1. 「協定」から「勧告と決議」へ（Acklin Muji 2005；EDK 1975）

「協定」により明らかになったカントン間の教育制度の一体化という課題に対して、EDKはスイス教師連盟の代表者による調査グループに予備調査を担当させた。スイス教

師連盟はこの予備調査を拡張し、連盟とは独立した責任者を任命して、1972年に調査プロジェクトを開始する。1973年4月13日には「義務教育期間における現代語教育の導入と協調のための専門家委員会 *Expertenkommission zur Einführung und Koordination des Fremdsprachunterrichts in der obligatorischen Schulzeit*」が組織され、1960年代に欧州評議会が発表した文化政策と言語教育に関する勧告を参照しながら、カントン間で異なる教育制度の一体化に向けた政策を模索した。

この専門家委員会は、言語教育を義務教育期間に義務化することを前提に「各地域における第一異言語の決定」「第一異言語としての英語の排除」「義務教育期間中の第一異言語の必修科目化」「適切な教授法論教育を受けた教員による教育」の実現を目標とした。国語と第一異言語の必修科目化は、言語グループ間の調和と相互理解という文化政策的な意図のほか、思春期における児童の心理的発達を促進するという教育的な効果が確認されたことが背景にある。同じく、第二異言語に費やす授業時間や、教員養成についても議論がなされた (Acklin Muji 2005 : 94-98)。

1974年6月、EDKは最終報告書と委員会の提案を発表し、カントンやゲマインデ、教師連盟から意見を求め、翌年に総括レポートを発表した。この評価をふまえて専門家委員会は決議文書を編纂し、それが「勧告と決議」の前身となった。1975年9月1日のEDK作業部会では、この決議文書の内容を討議し、教育計画の整備を独立の委員会に担当させた。そして10月30日ツークで行われたEDK総会において決議文書が承認された。

3.3.2. 1975年「勧告と決議」の内容 (EDK1975)

1975年の「勧告と決議」は、1970年「協定」に基づき、国語の相互学習に関する基本指針を示す決議文書としてスイスの言語教育史に位置づけることができる。文書には、言語教育に関する事項とともに、前項で述べた1970年「協定」後の専門的調査に関する経緯の説明も含まれる。

決議内容は、三つの部分に分かれている。一つ目は、第一異言語の教育についての規定である。具体的には、第一異言語教育を必修科目とすること、各言語圏における第一異言語の決定、英語は第一異言語としては選択できないこと、そして適切な教育を受けた専門能力のある教師が言語教育を行うと規定している。第一異言語については、フランス語圏カントンではドイツ語、ドイツ語圏ではフランス語 (ただし、スイスドイツ語と標準ドイツ語のダイグロシアを考慮する)、イタリア語圏ではドイツ語 (第二異言語はフランス語、ティチーノ州では一部の生徒を除き、第一異言語がフランス語)、ロマンシ

ュ語圏ではドイツ語（第二異言語はフランス語）とすることが具体的に規定された。

二つ目は言語教育の開始年齢に関してであるが、カントンやゲマインデによって教育制度が異なる現状を鑑みて、全国的な統一は不可能だとまとめている。しかし、決議の方針や、専門家委員会の提言をふまえてカントンとゲマインデが必要な措置をとるよう勧告している。

三つ目は、EDK の措置に関する規定である。初等教育行政の見直しの手続き、言語教授法の作成の支援、カントンが参画している言語教育に関する調査の実施と結果の蓄積などについては、EDK が追加的にカントンやゲマインデの業務を促進することを宣言している。

3.3.3. 「勧告と決議」の成果と課題（高橋 2015；Acklin Muji 2005）

70年決議は採択の可能性を高めるために、言語教育に関しては具体的規定に踏みこむことができなかったが、75年決議は規定内容がより具体的になり、各カントンに対する拘束力も強められている。特に、各地域における第一異言語を具体的に決定し、協定では実現できなかった国語の相互学習を制度化できたことは、カントン間の最大の争点であっただけに、この決議の最大の成果だった。当時、フランス語圏の地域会議ではすでに、義務教育期間中の標準ドイツ語教育の導入を決定していた。一方で、ドイツ語圏や多言語カントンの地域会議はこれを導入しておらず、EDK の提案に修正を求めた(Acklin Muji 2005 : 98)。

75年「勧告と決議」は、多くのカントンが第二国語の授業を導入する根拠になった(EDK 2018b)。70年決議の段階で明文化されていなかった国語の相互学習は、75年決議によって名実ともに制度化された。国語の相互学習は、現在ではスイスの多言語主義と領域性の原則の両立を維持するための重要な仕組みであるが、現在ほどは英語の勢力が認識されていなかったであろう70年代に、現在まで通ずる言語的調和の大原則が決議文書に起こされたことは重要な成果である。

国語の相互学習の制度は採択時には、特に反対意見もなく受け入れられた。ただし、高橋(2015)が指摘するように、4つの国語の間に優先順位がつけられたことには疑問も残る。75年決議ではドイツ語とフランス語が連邦内の「大言語」として全国的に学ばれるのに対し、「小言語」であるイタリア語とロマンシュ語は、公用語に指定されている地域で話されるのみで、地位が固定されている。実際には、イタリア語圏やロマンシュ語圏における学校や職場は限られ、隣接する地域の大言語を学ぶことは必要不可欠であるため、イタリア語やロマンシュ語の話者にとって不都合は生じないように思われる。

だが、本来、調和政策とは人口問題への対応のために国内の教育制度を調整する試みであったにも関わらず、このような序列が含まれていることは指摘しておくべきだろう。

もう一つの課題は、言語教育の開始学年について具体的な規定が実現されなかったことである。第一異言語の学習開始年齢を初等教育の4年次あるいは5年次にするという点で国内では合意に達することができず、「思春期前」という抽象的な規定に留まった。交渉の失敗の原因は、特に中央スイスの教員団体から、児童と教師の過剰な負担についての懸念が出されたためである。中央スイスのドイツ語圏では、日常的にスイスドイツ語を使用し、学校ではまず標準ドイツ語を教育する。フランス語圏と同じように言語教育を進められないのである。この問題は、児童がカントンを超えて移動する場合により複雑になる。この点で、人口移動の問題への対処として計画された教育制度の調和政策が、完全には当初の課題の解決につながったわけではない。

1975年「義務教育課程における全児童への第二国語教育における改革と調整の導入に関する勧告と決議」は70年「協定」で認識された言語教育上の制度改革に特化してEDKが専門的な調査を実施し、練り上げられた。EDKの決議文書としては70年決議には劣る「勧告」という形式をとっているものの、各言語圏が個別に決定していた公用語と第一異言語を統一的な文書にまとめ、言語教育に関する指針の土台とした。これは、教育に関する合議体であったEDKが言語政策の主体という役割を担うようになったことを意味した。そして75年の決議それ自体は、連邦全体において国語の相互学習を初めて明文化し、言語政策上の一制度として機能することになった。

3.4. 結論 — 70年代調和政策の成果と問題点 (EDK 2018b ; 2000)

本章は、1970年代のEDKにおける組織改革から、70年「協定」、75年「勧告と決議」の形成過程と内容をまとめた。

調和政策本体への評価の前段階として、連邦政府、カントン、教師連盟といった多数の主体間に、EDKという共通のプラットフォームが構築されたことは大きな成果であった。70年代まで連邦政府とカントン間、あるいは教師連盟間で個別に行われていた情報共有がEDKで行われるようになり、政策の提言や実行のプロセスが効率的になった。これにより、領域性にもとづく多言語主義をとるスイスにおいて、言語教育に調整が必要であることが認識された。調和政策の問題意識が集約され実行に至ったのは、EDKの発展なしには考えられなかっただろう。

70年代の調和政策は、現在のスイスにおける言語教育制度の基盤を作り上げた。現在、それぞれの言語圏で採用されている学習指導要領は「義務教育学校間協定 (HarmoS-

Konkordat)」に則り、これは70年と75年の決議を受け継いでいる。70年の決議は「義務教育学校間協定」に直接引用されており、75年の決議は内容が改変されるかたちで言語教育に関する規定に取り込まれた。また、「学校間調整に関する協定の30周年を記念する声明」(EDK 2000)は、協定が30年間にわたって教育に関するカントン間の協調の根拠となり、教育政策と教授法の発展を実現させたことを評価している。

調和政策の問題点は、カントンの自発的な意思による合議体というEDKの構造上、政策に拘束力と統括力を欠く点である。75年決議はすべてのカントンにおける国語学習を規定したといっても、立法機関でないEDKの決議に法的拘束力がなく、カントンの意向で逸脱することも過大解釈されることも禁止されていない。よって、2000年代からドイツ語圏でフランス語より早期に英語を教育するカントンが増加していても、70年代の文書を根拠に国語教育の推奨を正当化することは難しいのである。あくまで加盟カントンの自発的な合議体であるEDKや、その決議文書の構造面での弱点がここに表出している。領域性の多言語主義をとる社会において言語教育は国家の統一性を維持するために重要であるものの、連邦主義に基づく教育行政の下では社会的な要請に応じた制度設計は困難であることが分かる。

4. 結論

本研究は、スイスが70年代に言語教育上の調和を計画し実行した背景を明らかにし、国語の相互学習が調和政策の中でどのように制度化されたのかを解明した。

連邦主義をとるスイスが70年代に言語教育上の調和を計画し実行したのは、国内外の人口問題に対応するためであった。児童数の増加や教師不足への対応、また教育内容の質的向上といった課題が、教育改革の背景になった。また、社会の多言語化にともないカントンを移動する児童のために教育制度を透明で一体的なものに再編成する必要が生まれたことも忘れてはならない。そしてエッガーがEDKをはじめとする教育行政を率いて、教育制度の調和を実現させる基礎を作った。

このような中で、70年の「協定」は言語教育に関する問題を明確にしていなかった。しかし、教育制度の統一するにあたって国語の相互学習を優先的に整備せねばならないと認識された。そして、EDKの指導によって言語教育上の課題が70年から分析され、75年の「勧告と決議」において基本原則が明示された。

言語教育上の制度調整は、当初の教育改革の中では認識されておらず、また意識的な議論が避けられた議題であった。国内の一地域で話される国語が他の地域では異言語と

みなされるスイスにおいて、言語教育制度が明文化されることは、あまりにも自明であり、また不必要であったと解釈することができる。と同時に、言語の違いを超えて制度調整を図るのはきわめて複雑な作業であると認識されていたために避けられたとも考えられる。いずれにせよ、国語の相互学習が制度として整備されたのは70年代の教育改革を契機とするもので、現在のスイスにおけるあらゆる言語教育政策の基盤となっている。この事実を踏まえ、多言語社会スイスにおける言語教育のあり方についてさらなる議論を展開したい。

注

- 1) 本論で「国語」はもっぱらドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語を指し、「外国語」はスイスの国語以外の言語を指す。当該地域における公用語以外の教育は「異言語教育 Fremdsprachenunterricht / enseignement des langues étrangères」と呼び、これを英語や古典語などの「外国語教育」と区別する。
- 2) 「調和」という用語は、1960年代後半からスイスの教育政策の中で頻繁に用いられた Koordination/coordination の訳語である。訳語の選定にあたっては、山岡（2013）や、荒川（2014）、高橋（2015）、吉島・福田（2015）を参照した。
- 3) 1848年連邦憲法109条「スイスの主要な3つの言語である、ドイツ語、フランス語、イタリア語は、連邦の国語である」（拙訳）。ドイツ語は行政と立法の分野で優先されていたが、公文書は三言語で作成することが決められ、国政におけるフランス語の存在感は向上した。イタリア語は、イタリア語地域（ティチーノとグラウビュンデン南部）内部で、また、ロマンシュ語はグラウビュンデンの内部問題において使用されていた。
- 4) 1938年連邦憲法116条1項「ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語は、スイスの国語である」、2項「連邦の公用語は、ドイツ語、フランス語、イタリア語である」（拙訳）
- 5) 「誰もが自分が使いたい言語を選ぶことができ、誰からも強制されない権利」を保障する基本権が、憲法18条に規定されている（高橋2010：36）。
- 6) スイス憲法上で「国語」と「公用語」の区別が生まれたのは、1938年である。当時、ロマンシュ語は第四の国語として認められ、1848年以來の「国語」に関する規定（116条1項）に追加された。同時に、「公用語」についての条項が新しく設けられ（116条2項）、ロマンシュ語以外の三言語が公用語として規定された。1996年改正に先立つ国民投票においてようやく、ロマンシュ語は公用語としての地位を認められた。

- 7) これらはかつて内務省の所轄であったが、現在は「連邦経済教育研究省 Eidgenössisches Departement für Wirtschaft, Bildung und Forschung (WBF)」に置かれた「教育研究革新局 Staatssekretariat für Bildung, Forschung und Innovation (SBFI)」の所轄下にある (WBF 2018)。
- 8) スイスでは公用語の共通する隣接カントン同士が一つの「言語圏」を作っている。すべては列挙しないが、フランス語圏はジュネーヴやヌーシャテルなど西部のカントン、ドイツ語圏にはベルンやチューリヒなど中央・東部のカントン、イタリア語圏はティチーノとグラウビュンデンの一部のゲマインデが属する。ロマンシュ語圏はグラウビュンデンにある南部のゲマインデが属する。
- 9) 委員会は、スイスの直接民主制に特徴的な「ミリッツシステム」を採用している。「ミリッツシステム」とは、「議会を構成する議員や行政の職員が専業として仕事をするのではなく、名誉職、あるいは副業として業務に従事する」(岡本 2011 : 120) 仕組みである。
- 10) 例えば EDK 内部の研究所は内務省やギムナジウム教師連盟と連携し、全国の中学校で用いる共通教科書シリーズ Editions Helveticae を作成している (SPR 1945:280、EDK 1948 : 26-46)。読解の教科書はドイツ語、フランス語、イタリア語に加えギリシア語やラテン語で出版され、すべての言語圏で用いることが可能になっている。
- 11) 具体的には、外国語教育制度のカントン間での協調に向けた 2004 年、2013 年の決議文書を指す (EDK 2013 ; EDK 2004b)。
- 12) 連邦とカントンはそれぞれの管轄の範囲内において、教育の質および透過性の保証 (1 項)、それぞれの取組みの調整 (2 項)、一般教育及び職業教育課程への社会的評価の均衡のための取組み (3 項) を行うことを定めている (荒川 2014 の訳を参照)。
- 13) EU や欧州評議会や欧州現代語センター、OECD や UNESCO、フランコフォニーサミットやドイツ語正書法評議会がある。また、国連憲章加盟国との個別な関係においても連邦を代表する。
- 14) エッガーは近世ラテン語研究で 1943 年に博士号を取得し、首都ベルンの国立図書館で総合目録セクションの責任者をしていて、その業務の傍ら、ジュネーヴ大学やチューリヒ大学で教鞭をとり、教育学者ペスタロッチ (Johann Heinrich Pestalozzi, 1746-1827) や、同時期に活躍したジラルド (Grégor Girard, 1765-1850) の研究を行った。
- 15) 連邦政府は、特に科学と医学分野の支援を拡充するため、それまでカントンが出資していた大学を支援することになった。大学などの高等教育機関について常設管理

機関が必要となり、SWR が設立された (WBF 2018)。

追記

訳語の確立していない用語については、先行研究を参照した上で拙訳またはカタカナ表記を用い、必要に応じてドイツ語・フランス語・イタリア語の言語を添える。

謝辞

原稿の執筆にあたり、京都大学大学院人間・環境学研究科の西山教行教授より指導いただきました。心より感謝申し上げます。また、お力添えくださった外国語教育論講座の各位に感謝申し上げます。

文献

日本語

- 荒川麻里 (2014) 「スイス連邦における憲法教育条項の改正と州間協定の現状—オプヴァルデン準州の態度保留理由に着目して—」 白鷗大学『教育制度研究紀要』 9 巻 55-66
- 石部尚登 (2011) 『ベルギーの言語政策 方言と公用語』 大阪大学出版会
- 砂野幸稔 (2012) 「序論 多言語主義再考」 砂野幸稔編『多言語主義再考—多言語状況の比較研究』 三元社 11-41
- 岡本三彦 (2011) 「住民総会とミリツシステム—スイスの直接民主制の制度と現実」 踊・岩井編『スイス史研究の新地平—都市・農村・国家』 昭和堂 120-140
- 高橋秀彰
- (2015) 「グローバル化時代に揺れるスイスの言語教育政策—多言語教育の憂鬱」 関西大学『独逸文学』 第 59 号 123-145
- (2010) 『ドイツ語圏の言語政策—ヨーロッパの多言語主義と英語普及のはざままで—』 関西大学出版部 134-250
- 戸田典子 (2008) 「スイスの外国人政策と新しい外国人法」 国立国会図書館調査及び立法考査局『レファレンス』 2008 年 5 月号 27-47
- 林 桂子 (2004) 「第 6 章 スイス」 大谷泰照ほか『世界の外国語教育政策—日本の外国語教育の再構築にむけて—』 東信堂 363-396
- 吉島茂・福田浩子 (2015) 「解説：スイスの言語教育」 吉島茂・大橋理恵編著『外国語教

育VI 言語（外国語）教育の理念・実践案集』朝日出版社 88-91

- ドイツ語・フランス語（筆者が複数の言語で参照したものには原題を併記した）
- Acklin Muji, Dunya (2006) *Langues à l'école : quelle politique pour quelle Suisse ? : Analyse du débat public sur l'enseignement des langues à l'école obligatoire*. Berne. Peter Lang.
- Arnet, Moritz (1985) Das Instrumentarium der EDK - interkantonale Koordination als Organisationsfrage. *Bildungspolitik im schweizerischen Föderalismus. Festschrift für Prof. Dr. Eugen Egger, Generalsekretär der Schweizerischen Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektoren 1968-1985*. Bern. Haupt. 69-75.
- Baggioni, Daniel (1997) *Langues et nations en Europe*. Paris. Bibliothèque Scientifique Payot. (『ヨーロッパの言語と国民』今井勉訳 筑摩書房 2006)
- Bähler, E. L. (1948) Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektoren 1898-1948. *Archiv für das schweizerische Unterrichtswesen*. 1948/34. EDK. 26-44.
- Büchi, Christophe (2000) 《Roestigraben》 *Das Verhaeltnis zwischen deutscher und franzoesischer Schweiz Geschichte und Perspektiven*. Zuerich. Neue Zuercher Zeitung Publishing. (『刀水歴史全書 83 もう一つのスイス史—独語圏・仏語圏の間の深い溝—』片山淳子訳 刀水書房 2012)
- Calvet, Louis-Jean (1996) *Les Politiques Linguistiques*. Collection que sais-je?. PUF. Paris. (『言語政策とは何か』西山教行訳 白水社 2000)
- Eidgenössisches Departement für Wirtschaft, Bildung und Forschung (WBF). (2018) *Bildung, Forschung und Innovation in der Schweiz: Chronologie*.
- Egger, Eugen (1964) Die Organisation des Schulwesens in der Schweiz (Eugen Egger). *Archiv für das schweizerische Unterrichtswesen*. 1964(50). 29-112.
- Grec, C. (1938) La Société pédagogique romande (S.P.R.). *Archiv für das schweizerische Unterrichtswesen*. 1938(24). EDK. 143-151.
- Grin, François (2010) Aménagement Linguistique en Suisse. *Télescope*, 16/3. 55-74.
- Hürliemann, Hans (1985) Bildungspolitische Spannungsfelder im Föderativstaat. *Bildungspolitik im schweizerischen Föderalismus. Festschrift für Prof. Dr. eugen Egger, Generalsekretär der Schweizerischen Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektoren 1968-1985*. Bern. Haupt. 13-19.
- Im Hof, Ulrich (1991) *Geschichte der Schweiz*. Verlag W. Kohlhammer.[5.Aufrage] (『刀水歴史全書 43 スイスの歴史』森田安一監訳 刀水書房 1997)

McRae, Kenneth D.

— (1983) *Conflict and compromise in multilingual societies: Switzerland*. Waterloo, Wilfrid Laurier University Press.

— (1975) The principles of territoriality and personality in the solution of linguistic conflicts. *International Journal of the Sociology of Language*. 1975(4). 33-54.

Roemer, A. (1960) Die Tagungen der Erziehungsdirektorenkonferenz 1959. *Archiv für das schweizerische Unterrichtswesen*. 1959(45). EDK. 113-122.

Rohrer, Ursula (1985) Geschichte der Schweizerischen Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektoren. In *Bildungspolitik im schweizerischen Föderalismus. Festschrift für Prof. Dr. Eugen Egger, Generalsekretär der Schweizerischen Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektoren 1968-1985*. Bern. Haupt. 99-128.

Rüesch, Ernst (1985) Eugen Egger, Generalsekretär der Schweizerischen Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektion von 1968 bis 1985. *Bildungspolitik im schweizerischen Föderalismus. Festschrift für Prof. Dr. Eugen Egger, Generalsekretär der Schweizerischen Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektoren 1968-1985*. Bern. Haupt. 7-11.

Schweizerische Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektoren (EDK/ CDIP)

— (2018a) Jahresbericht 2017 der EDK/ Rapport annuel 2017 de la CDIP, Mai 2018.

— (2018b) FAKTENBLATT Pressedienst Generalsekretariat EDK. 3. Oktober 2018.

— (2013) Stratégie de la CDIP du 24 octobre 2013 pour la coordination à l'échelle nationale de l'enseignement des langues étrangères dans le degré secondaire II formation générale (écoles de maturité et de culture générale), le 24 octobre 2013.

— (2007) Interkantonale Vereinbarung über die Harmonisierung der obligatorischen Schule vom 14. Juni 2007 (HarmoS-Konkordat) / Accord intercantonal du 14 juin 2007 sur l'harmonisation de la scolarité obligatoire (concordat HarmoS) .

— (2004a) Ziele und Eckwerte des Bildungssystems schweizweit harmonisieren. Erklärung der EDK vom 29. Oktober 2004 zu Stand und Perspektiven der schweizerischen Schulkoordination/ Déclaration de la CDIP du 29 octobre 2004 sur la situation et les perspectives de la coordination scolaire en Suisse.

— (2004b) Enseignement des langues à l'école obligatoire: stratégie de la CDIP et programme de travail pour la coordination à l'échelle nationale.

— (2000) Erklärung der EDK zum 30-jährigen Bestehen des Schulkonkordats. 30.

November 2000.

- (1997) Universités- Accord intercantonal universitaire. le 20 février 1997.
- (1985) Bildungspolitik im schweizerischen Föderalismus. Festschrift für Prof. Dr. Eugen Egger, Generalsekretär der Schweizerischen Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektoren 1968-1985. Bern. Haupt.
- (1975) Empfehlungen und Beschlüsse betreffend Einführung, 23 Reform und Koordination des Unterrichts in der zweiten Landessprache für alle Schüler während der obligatorischen Schulzeit. 30. Oktober 1975.
- (1970) Konkordat über die Schulkoordination vom 29. Oktober 1970/ Concordat du 29 octobre 1970 sur la coordination scolaire.

Schweizerischen Lehrervereins(SLV)

- (1965a) Reorganisation des schweizerischen Volksschulwesens (Robert Pfund). *Schweizerische Lehrerzeitung*. 1965(110/34). 963-966.
- (1965b) Die Zusammenarbeit der Kantone in Fragen der Erziehung und des Unterrichts (E. Egger) *Schweizerische Lehrerzeitung*, 1965(110/18) :521-523.
- (1964) Schweizerische Schulplanung auf föderalistischer Grundlage. *Schweizerische Lehrerzeitung*. 1964(109/32-33). 929-931.
- (1960) Die Delegiertenversammlung des Schweizerischen Lehrervereins 24. und 25. September 1960 in Basel. *Schweizerische Lehrerzeitung*. 1960(105). 1164-1173.

Société pédagogique romande (SPR)

- (1960) Congrès SPR, Bienne 1962. Vers une école romande. *Éducateur et bulletin corporatif: organe hebdomadaire de la Société Pédagogique de la Suisse*. 1960(96/344). 598.
- (1945) Bibliographie. *Éducateur et bulletin corporatif: organe hebdomadaire de la Société Pédagogique de la Suisse*. 1945(81/17). 280.

Stauffacher, Werner (1985) Bildungspolitische Spannungsfelder im Föderativstaat. *Bildungspolitik im schweizerischen Föderalismus. Festschrift für Prof. Dr. Eugen Egger, Generalsekretär der Schweizerischen Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektoren 1968-1985*. Bern. Haupt. 77-83.

Wehrli, Christoph (2018) Ein Politiker mit Prinzipien und Humor – zum Tod von Alfred Gilgen. *Neue Zürcher Zeitung*. 13. Februar 2018.

Widmer, Jean/ Coray, Renata/ Acklin Muji, Dunya & Godel, Eric. (2004) *Die Schweizer*

Sprachenvielfalt im öffentlichen Diskurs. Eine sozialhistorische Analyse der Transformationen der Sprachenordnung von 1848 bis 2000. La diversité des langues en Suisse dans le débat public. Une analyse socio-historique des transformations de l'ordre constitutionnel des langues de 1848 à 2000. Bern. Peter Lang. [2. Auflage, 2005]

Widmer, Jean (2004) *Langues nationales et identités collectives: L'exemple de la Suisse*. Paris. L'Harmattan.

Willemin, G. (1964) Société Pédagogique de la Suisse Romande. *Éducateur et bulletin orporatif: organe hebdomadaire de la Société Pédagogique de la Suisse*. 1964 (100/16) (Appendix). 284-286.

参照サイト

国立国会図書館及び立法考査局 (2012) 『各国憲法集(6) スイス憲法』山岡規雄執筆
http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8180562_po_201203b.pdf?contentNo=1
(2018年9月21日アクセス)

Conférence intercantonale de l'instruction publique de la Suisse romande et du tessin (CIIP).
Plan d'études romand (PER) . www.plandetudes.ch (2018年12月5日アクセス)
Deutschschweizer Erziehungsdirektoren-Konferenz (D-EDK) Lehrplan21. www.lehrplan.ch
(2018年12月5日アクセス)

Divisione della scuola, Repubblica e Cantone Ticino. Piano di studio della scuola dell'obbligo. www.pianodistudio.ch (2018年12月5日アクセス)

Eugène Egger. No 6 Girard, Gregor. *Historischen Lexikon der Schweiz*.
<http://www.hls-dhs-dss.ch/textes/d/D9024.php> (2018年9月21日アクセス)

Marc Perrenoud. No 4 Huber, Albert. *Historischen Lexikon der Schweiz*
<http://www.hls-dhs-dss.ch/textes/d/D14854.php> (2018年9月21日アクセス)

Peter Stadler. No 15 Pestalozzi, Johann Heinrich. *Historischen Lexikon der Schweiz*.
<http://www.hls-dhs-dss.ch/textes/d/D9054.php> (2018年9月21日アクセス)

Renato Morosoli. No 5 Hürlimann, Hans. *Historischen Lexikon der Schweiz*.
<http://www.hls-dhs-dss.ch/textes/d/D4729.php> (2018年9月21日アクセス)

Coordination of language education systems in Switzerland: Policy by the Conference of Cantonal Ministers of Education in the 1970s

FUJII Ao

Keywords: Switzerland, multilingualism, language education policy, federalism, EDK (Swiss Conference of Cantonal Ministers of Education)

Abstract:

In Switzerland, linguistic multilingualism based on the principle of territoriality has been encouraged in policy since the establishment of the state. The constitution establishes four national languages and three official languages, with each region maintaining authority over their own education systems, including language education policy. Linguistic harmony is supported by reciprocal language learning across different linguistic groups. This present study examines how such coordinated policies of Swiss national languages were designed in the 1970s by the Swiss Conference of Cantonal Ministers of Education (EDK), consisting of representatives from each linguistic region. This paper examines the development process and refinement of two agreements on educational coordination by the EDK, and argues that, in the 1970s Switzerland had implemented an educational reform to address population growth and increase of foreign workers, and that language education policy was considered the focal issue of the reform. Finally, it is concluded that the reciprocal education of national languages had been institutionalized.

(京都大学大学院 人間・環境学研究科)